

令和7年9月～

指定居宅介護支援事業所花笑み 重要事項説明書

利用者名 _____ 様

指定居宅介護支援事業所花笑み

〒990-2162

山形市あけぼの1丁目6番8号

電話 023-666-6633

重 要 事 項 説 明 内 容

1 事業の目的

株式会社花笑みが開設する、指定居宅介護支援事業所花笑み（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行うものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

3 事業所の名称及び所在地等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定居宅介護支援事業所花笑み
- (2) 所在地 山形県山形市あけぼの1丁目6番8号

4 職員の種類、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者・・・1名（常勤兼務、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員・・・1名（常勤専従）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

5 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日・・・月曜日から金曜日まで
12月31日から翌1月3日までの年末年始を休業
- (2) 営業時間・・・午前8:30～午後5:30まで
- (3) 連 絡 先・・・023 - 666 - 6633 直通電話(24時間対応) 090 - 6833 - 6633

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法

ア 利用者の相談を受ける場所

第3条に規定する事業所相談室で行うが、利用者の希望があれば利用者宅で行うものとする。

イ 使用する課題分析票種類

MDS・HC方式又は全社協方式を使用する。

ウ サービス担当者会議の開催場所

第3条に規定する事業所相談室で行うが、利用者の希望があれば利用者宅等で行うものとする。

エ 介護支援専門員の居宅訪問頻度

利用者に特段の事情がない限り、1ヶ月に1回とする。

オ モニタリングの結果記録

1ヶ月に1回とする。

(2) 内容

ア 居宅サービス計画の作成及び計画の変更

イ サービス実施状況の継続的な把握及び評価

ウ サービス担当者会議の開催

エ 地域における保健医療サービス及び福祉サービス情報の提供

オ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

カ 介護保険施設等への入所、入院の紹介

キ 要介護認定の申請等にかかる援助

ク 給付管理

7 施設入所への支援

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。また、公正中立なケアマネジメント確保の為、利用者の求めに応じて、サービス利用にあたって複数の事業者の紹介を行います。

8 要介護認定の申請に係る援助

(1) 事業者は、利用者が要介護認定の更新の申請及び状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。

(2) 事業者は、利用者が希望する場合は要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

9 利用料等

(1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、下記のとおりです。ただし、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から利用料の全額が給付されますので自己負担はありません。

ア 1カ月の利用料金

(ア) 要介護 1・2 10,860 円

(イ) 要介護 3・4・5 14,110 円

※同一法人に 80%を越える紹介率がある場合には、特定事業所集中減算として、1月につき 2000 円を所定単位数から減算する。

※中山間地域等における小規模事業所加算が対象の場合には所定単位数の 10%算定。

※中山間地域等における居住する者へのサービス提供加算が対象の場合には所定単位数の 5%算定。

※同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントの場合には所定単位数の 95%算定。

イ 通院時情報連携加算 500 円

ウ 初回加算

指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合、その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に、次の掲げる区分に応じて加算されます。

(ア) 初回加算 3,000 円

① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合。

② 要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合。

エ 入院時情報連携加算 (I・II) 2,000 円～2,500 円

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合、1月に1回を限度として加算されます。

オ 退院・退所加算 4,500 円～9,000 円

(2) 解約料はありません。いつでも解約ができます。

(3) 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

ア 通常の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 . . . 1,000 円

イ 通常の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 . . . 1,500 円

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

10 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は

山形市、天童市、上山市、寒河江市、東根市、河北町、大石田町、村山市、尾花沢市、新庄市、舟形町、中山町、山辺町、鮭川村、朝日町、大江町、南陽市、米沢市、戸沢村とする。

11 契約の終了

- (1) 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 事業者は、利用者が事業者や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (4) 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (イ) 利用者の要介護認定区分が非該当（要支援、自立）と認定された場合。
 - (ウ) 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合。

12 事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。
- (3) 指定居宅介護支援事業所の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合は、その損害を賠償する。

13 秘密の保持

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険を及ぼす恐れがある等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了においても第三者等に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者及び家族等の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を用いません。

14 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情は下記にお願い致します。

- (1) ・ 所在地： 山形市あけぼの1丁目6番8号 指定居宅介護支援事業所花笑み
- ・ 担当者： 小島 克範
- ・ 受付時間： 月曜日～金曜日
午前8:30～午後5:30 12月31日から翌1月3日までを除く
- ・ 電話番号： 023-666-6633(直通 090-6833-6633) ・ FAX番号： 023-666-3252

- (2) ・ 所在地： 寒河江市大字寒河江字久保 6
 - ・ 担当者： 国民健康保険団体連合会介護保険課 介護サービス推進室
 - ・ 受付時間： 月曜日～金曜日
午前 9:00～午後 4:00 祝日及び 12 月 29 日～翌 1 月 3 日までを除く
 - ・ 電話番号： 0237-87-8006（苦情相談専用）
- (3) お住まいの（利用者が加入している）市町村介護保険担当窓口

15 合意管轄

本契約に起因する紛争に関し訴訟の必要が生じた場合は、山形地方裁判所をもって第一管轄裁判所とすることを、利用者及び家族、代理人、事業者は予めの合意をします。

16 本書に定めない事項

- (1) 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- (2) 本契約に定めない事項については、介護保険法の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

17 各サービスの利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりである。

- ① 前 6 カ月間 (R7 年 3 月～ 8 月) に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護… 22 %
 通所介護… 53 %
 地域密着型通所介護… 7 %
 福祉用具貸与… 71 %

- ② 前 6 カ月間 (R7 年 3 月～ 8 月) に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	(株) c o c o l o 26 %	訪問介護 Trim 20 %	つむぐ縁 18 %
通所介護	東北福祉サービス 41 %	燦燦デイサービス 10 %	・ほほえみデイ七日町 ・ぬくもりの里 9 %
地域密着型通所介護	楽トレ Green 41 %	ソーレ江俣 35 %	いずみケアセンター 18 %
福祉用具貸与	フロンティア 28 %	SOMPO ケアあかねヶ丘 21 %	さふらん 12 %

18 非常災害対策・感染症対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画を策定し、研修及び訓練(シュミレーション)を年に2回以上、実施します。

19 虐待の予防

事業者は、ご利用者等の人権・虐待の防止のために次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 小島 克範

(2)成年後見人制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備します。

(4)従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)サービス提供中に、当事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

居宅介護支援開始に当たり、利用者に対し本書面に基づき、重要事項について説明致しました。

令和 年 月 日

説明者 (所在地) 山形市あけぼの1丁目6番8号
(事業所名) 指定居宅介護支援事業所花笑み
(説明者) 介護支援専門員 小島 克範

私は本書面により、説明者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、本書面を受領致しました。

令和 年 月 日

利用者

(住 所)

(氏 名)

署名代行者

(住 所)

(氏 名)

(続柄：)

個人情報の使用に係る同意書

わたし（利用者及びその家族。）の個人情報について、次に定める条件において必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ① 介護サービス提供を受けるにあたり、サービスを円滑に実施するために行う担当者会議などで、私及び家族の状況を把握するために必要な場合。
- ② 上記①以外の介護サービス提供の連絡調整に必要な場合。
- ③ 現に介護サービスを受けている場合で、私が体調不良、または事故などで受診した際の医師、看護師などへの説明が必要な場合。
- ④ 審査支払機関へのレセプトの提出。
- ⑤ 損害賠償保険などの係る保険会社などへの相談又は届出。

2. 使用するに当たっての条件

認定調査票（基本調査 79 項目及び特記事項）主治医意見書、要介護認定結果、その他介護認定に関わる必要最小限の情報

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

上記に記載する個人情報の使用について、わたし及び家族の個人情報をサービス担当者会議等への提供について同意致します。

〒990-2162

山形市あけぼの1丁目6番8号

株式会社花笑み

指定居宅介護支援事業所花笑み 御中

令和 年 月 日

利用者

(住 所)

(氏 名)

署名代行者

(住 所)

(氏 名)

(続柄：)